

丹波篠山ブランドのロゴマークの投票を行います

ブランド戦略課 ☎552-0275

3月18日(金)から5月10日(火)まで、「丹波篠山ブランド」を発信していくためのロゴマークを全国から公募し、市内、県内、関西圏にとどまらず、国外を含む幅広い地域から500点を超える作品の応募がありました。その後、有識者などから意見を聞き取りながら、丹波篠山市ブランド戦略推進本部会議で選考を行いました。

投票方法

ロゴマーク案20点の中から1点を選び、投票してください

ネットによる投票

ネットから投票ができます。
右記から投票画面にお進みください。

投票は
こちらから!



投票用紙による投票

この広報と同時配布の投票用紙兼チラシに必要な事項をご記入の上、以下の提出先のいずれかにご提出ください。投票用紙兼チラシは、市役所本庁舎および各支所にも備え付けていますので、ご利用ください。

投票用紙の提出先

- 市役所本庁舎3階ブランド戦略課
- 各支所(丹南・西紀・城東・多紀・今田)

投票資格

市内在住、在勤、在学の個人

記載事項

投票者の氏名、住所、年齢、選んだロゴマークのアルファベット、ロゴマークを選んだ理由(任意)、市外在住の方は勤務先、学校名を記載してください(同じ方が複数投票していないことを確認するため)

投票期限

7月21日(木)

ロゴマークのデザイン案は、市ホームページが投票用紙兼チラシをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

社会福祉課 ☎552-7101

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、食費の物価高騰等に直面するひとり親に給付金を支給します。

対象者 (次のいずれかに当てはまる方)

- 令和4年4月分の児童扶養手当受給者(令和4年3月までに申請し、認定を受けた方)
- 公的年金等を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方
※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ①・②に該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方

支給額 児童1人あたり5万円

支給時期 対象者①へは児童扶養手当振込指定口座に6月末に支給予定。それ以外の対象者へは申請書審査後に指定口座へ順次支給予定。

申請方法

対象者①=申請不要。お知らせを送付します
対象者②・③=申請書類を上記担当課に提出してください(申請期間=7月1日~令和5年2月28日)

※ひとり親以外の低所得の子育て世帯分は8月号およびホームページでお知らせします。



この夏、参議院議員通常選挙が執行されます

選挙管理委員会事務局 ☎552-5116

※6月13日現在、7月10日(日)を投開票と想定した日程です。

投票日 7月10日(日)

対象 日本国民で年齢満18歳以上(平成16年7月11日までに生まれた方)で、引き続き3ヵ月以上市内に住所のある方

投票時間 7時~20時

場所 投票所入場券に記載された投票所

投票所入場券 世帯ごとに封筒に入れて郵送します

大切な一票をいかに
ため投票に行きま
しょう



期日前投票について

投票日当日に予定のある方は、期日前投票をご利用ください(入場券がなくても投票できます)。

投票方法

当日投票所に行けない事由などを宣誓書に記入の上、投票してください。投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書欄にあらかじめご記入の上、持参いただくことでも投票することができます

| 場所 | 期間 | 時間 |
|------------------|----------------------|-------------|
| 市役所本庁1階 市民ホール | 6月23日(木)~ 7月9日(土) | 8:30~20:00 |
| 各支所 | 7月2日(土)~ 9日(土) | 8:30~17:00 |
| JR篠山口駅 | 7月4日(月)~ 9日(土) | 18:00~20:00 |

不在者投票について

次の事情により、当日投票所・期日前投票所に行くことができない方は不在者投票をご利用ください。

- ◆ 仕事や旅行などで選挙期間中、丹波篠山市以外の市区町村に滞在される場合
→丹波篠山市以外の市区町村で不在者投票
 - 選挙管理委員会に投票用紙などを請求します
 - 滞在先住所(請求書記載の住所)に投票用紙などが郵送されます
 - 受け取った投票用紙などを持って、滞在先の選挙管理委員会で投票します
(記載済みの投票用紙などは、滞在先の選挙管理委員会から市に送付されます)

- ◆ 指定病院、施設などに入院・入所されている場合
→指定病院、施設等で投票
 - 病院長・施設長等を通じて、本人の意思により投票用紙などを請求します
 - 指定病院・施設などに投票用紙などが送付されます
 - 病院・施設等で決められた日時に施設内で投票します
(記載済みの投票用紙などは、病院・施設などから市に送付されます)

◆ 郵便等投票証明書(※1)を所持されている方
→自宅で投票

- 請求書に郵便等投票証明書を添付し、丹波篠山市選挙管理委員会に投票用紙などを請求します
- 請求書記載の住所に投票用紙などが郵送されます
- 自宅で投票用紙に記入後、封筒に入れ丹波篠山市選挙管理委員会に返送します

| 手帳の種類 | 障害等の種別 | 障害等の程度 |
|---------------|-----------------------------|------------------|
| 身体障害者 手帳 | 両下肢、体幹、移動機能の障害 | 1級もしくは 2級 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | 1級もしくは 3級 |
| | 免疫、肝臓の障害 | 1級から3級 |
| 戦傷病者 手帳 | 両下肢、体幹の障害 | 特別項症から 第2項症まで |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 | 特別項症から 第3項症まで |
| 介護保険 被保険者証 | 介護保険法の要介護認定者 | 要介護5 |

(※1)表に該当する方は、交付が受けられます

投票所の変更

変更場所 第32投票所

西紀支所(旧:西紀老人福祉センター)

対象地域 西谷、河内台、東木之部、西木之部、川西、高屋、宮田、下板井、上板井

後期高齢者医療被保険者証と保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

医療保険課 ☎552-7101

8月1日から新しい被保険者証を使用してください

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。窓口で一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和3年中の所得により算出された令和4年度の住民税課税所得額と令和3年中の収入額をもとに計算されています。所得の更正等で随時変更されることもあります。※制度の一部負担金の割合が見直され、10月1日から、現行の「1割」「3割」に、「2割」が追加されます。それに伴い、**8月の更新時期には被保険者全ての方に対して、有効期限を「令和4年9月30日まで」とした被保険者証を交付します。10月1日以降の被保険者証は9月上旬に送付する予定です。**

2割負担に該当する方

同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合は200万円)以上の方

保険料の納め方は2通りです

- ①特別徴収
年金から天引きされる納付方法
- ②普通徴収

口座振替や納付書での納付方法。7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の2分の1を超える方が対象です。

減額認定証と限度額認定証が更新されます

各認定証を医療機関等の窓口で提示、またはオンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することで、医療機関ごとに1ヵ月の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。(減額認定証に該当している方は入院時の食事代も減額されます。)

減額認定証・限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、被保険者証と一緒に送付します。各認定証に該当される方で、交付を希望される場合は申請してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」は、どちらも有効期限が**令和5年7月31日**となっています。令和4年8月に更新となる被保険者証とは有効期限が異なりますので、破棄されないようご注意ください。

保険料の減免および徴収猶予

所得の著しい減少があったなど、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。詳しくは上記担当課にお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度の保険料の計算方法、一部負担金の割合や各認定証の所得基準などの詳しい内容は、被保険者証と一緒に送付します「後期高齢者医療制度の概要」をご覧ください。

介護保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

長寿福祉課 ☎552-6928

保険料は、基本は年金からの天引き(特別徴収)を行います。その場合は仮徴収を開始しており、今回の通知書は、令和4年度の年間保険料額やこれからの納付方法をお知らせするものです。

65歳になられた年度や、特別徴収ができない場合は、納付書や口座振替による納付(普通徴収)となります。期日内納付にご協力をお願いします。

介護保険施設を利用されている方へ

介護保険施設入所やショートステイを利用するときの食費・部屋代については、原則自己負担となりますが、要件を満たす低所得者の方に対して負担軽減を行っています。負担軽減を受けるためには申請が必要です。現在交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月末日です。6月中旬に更新の案内を送付しますので、8月以降も引き続き必要な方は申請してください。

新たに申請される方は、要件の判定のために必要書類等があります。詳しくはお問い合わせください。

国民年金保険料の納付免除・納付猶予の申請を受け付けます

医療保険課 ☎552-7103

令和4年度の国民年金保険料の「納付免除」「納付猶予」申請を7月1日(金)から受け付けます。希望される方は、上記または各支所で申請手続きをしてください。免除等の承認期間は、7月分～翌年6月分までです。前年度に引き続き希望される方は毎年申請が必要です。

対象者

- ①全額・一部免除＝国民年金1号加入者
 - ②納付猶予＝50歳未満の方
- ※学生は在学期間中の保険料納付が後払いできる学生納付特例制度が利用できます。

審査の対象となる所得基準

免除を受けるには、被保険者本人のほか、配偶者や世帯主の所得が所得基準の範囲内である必要があります(納付猶予は本人および配偶者の所得)。基準となる所得については、免除の区分(全額・一部・猶予)により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業等の理由によって免除される場合があります。詳しくは、上記担当課にお問い合わせください。

確定申告や住民税申告などの内容をもとにしていますので、令和3年中の収入について、必ず申告を行ってください。収入が無かった場合にもその旨の申告が必要です。

申請に必要なもの

基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書や納付書など) ※退職などをされた方は、雇用保険受給資格者証または離職票など。

申請ができる対象期間

過去分についても、申請時点の2年1ヵ月前の月分まで免除を申請することができます。免除を受けずに保険料が未納のままだと、障害年金を受け取れない場合などがありますのでお早めにご相談ください。

追納制度

免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することで、将来の年金額を増やすことができます。追納できる期間は、追納を承認された月より前10年以内の免除期間分となります。

Q. どんなときに免除申請をするの？

前年の所得(収入)が少なかったり、失業したことなどで年金保険料を納めたりするのが困難なとき

Q. 免除された期間の年金額はどうなるの？

- ①全額・一部免除＝全額納付した場合より、将来受け取る年金額が少なくなります。
- ②納付猶予＝将来受け取る年金額には反映されません

令和4年度丹波篠山市善行者表彰式

長寿福祉課 ☎552-5346



6月8日(水)、日ごろからの地域づくりや社会福祉の向上など、各分野で善行のあった個人・団体を表彰する「令和4年度丹波篠山市善行者表彰式」を、丹波篠山市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです。(敬称略)

個人

「長年にわたる児童の通学時における交通指導および声かけ活動」

西田廣文(福井)、桑形恵廉(小原)、井口成子(小原)

「長年にわたる公共施設周囲の樹木剪定など環境美化活動」

藤田幸吉(西岡屋)

「長年にわたる高齢者が集える地域サロン開催の活動」(故)谷田佳美(当野)

団体

「災害支援ボランティアグループきずな」

日本各地の被災地支援のほか、地域の防災訓練での啓発活動に取り組みされている。令和3年山内町における大規模火災では、これまでの経験を生かし、被災家屋のがれき撤去活動にも取り組みられました。

特別功労表彰

「善行者表彰を受賞後も10年以上継続して、長年にわたる地域の市道のごみ拾いや公共施設周囲の樹木剪定など環境美化活動」

若狹武(住吉台)

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ